ＥＴＣカード利用規約

協同組合栃木県中小企業振興会

（目　的）

第１条　この規約は、協同組合栃木県中小企業振興会（以下、「組合」という。）が、組合所属の組合員のうちカード使用者として適格と認めた者（以下、「組合員」という。）に対してＥＴＣカードを交付するに当たり、ＥＴＣカードの利用に関し必要な事項を定める。

（ＥＴＣカードの利用範囲）

第２条　ＥＴＣカードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等の有料道路において、ＥＴＣシステムを利用した通行料金の支払に利用することができる。

（ＥＴＣカードの利用資格）

第３条　ＥＴＣカードの利用資格は、本組合の組合員で、適格と認められた組合員に対して与えられるものとする。

（利用できる車両の範囲）

第４条　ＥＴＣカードの利用車両は、前条規定の組合員が正当な使用権を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られる。

２　利用車両の名義は、法人の場合は法人名義に限られ、個人事業者の場合は代表者名義に限られる。但し、他の名義であっても正当な所有権、使用権を証明できれば利用車両とすることができる。

（ＥＴＣ車載器の搭載義務）

第５条　前条規定の利用車両にはＥＴＣ車載器を搭載して使用しなければならない。

（ＥＴＣカードの利用申込）

第６条　ＥＴＣカードの利用承認を受けようとする組合員は、以下の書類を組合に提出しなければならない。

（１）ＥＴＣカード申込書

（２）料金引落し支払い用の金融機関宛口座振替依頼書

（３）月間予想利用額

（４）その他組合が必要とする書類

（ＥＴＣカードの利用承認）

第７条　本組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにＥＴＣカードの利用の諾否を審査し、ＥＴＣカードの発行をもって利用を承認したものとする。

２　利用承認の結果及びＥＴＣカードの交付は、組合を経由して行うものとする。

（ＥＴＣカードの交付）

第８条　組合員は、ＥＴＣカードを交付されるときは、ＥＴＣカード受領書を本組合に提出しなければならない。

２　組合員は、ＥＴＣカード取扱管理者を定め、交付を受けたＥＴＣカードを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（ＥＴＣカードの利用及び取扱）

第９条　次に掲げる者以外は、ＥＴＣカードを利用できない。

（１）組合員

（２）組合員の使用人その他の従業者

２　ＥＴＣカードは、組合に届出した利用車両のＥＴＣ車載器にセットしてＥＴＣ専用レーンを通過することにより、通行料金を決済することができる。

（ＥＴＣカードの利用代金の決済）

第 10 条　組合は、組合員の利用代金を「ＥＴＣカード利用明細書」により組合員に請求する。但し、マイレージ還元による無料通行料金は除くものとする。

２　前項の請求に基づき、組合が定める指定日にＥＴＣカード利用者の指定金融機関の口座より利用代金を引き落とすものとする。

（期限の利益の喪失）

第 11 条　組合員は、組合員が次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

（１）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

（２）差押、仮差押、仮処分の申立て、又は滞納処分を受けたとき。

（３）破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき。

（４）組合に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。

（５）組合よりＥＴＣカード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

（遅延損害金）

第 12 条　組合員は、組合に対する支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年利１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

（ＥＴＣカードの亡失）

第 13 条　組合員は、紛失・盗難等によりＥＴＣカードを亡失したときは、直ちに組合に連絡し、同時にＥＴＣカード紛失等届を組合に提出しなければならない。

２　組合員が、前項に定めるＥＴＣカード紛失等届を提出した後に、ＥＴＣカードを発見したときは、直ちに組合に連絡し、ＥＴＣカード発見届を提出しなければならない。この場合、組合から指示があるまでは、発見したＥＴＣカードは利用できない。

３　前項において、組合員がすでにＥＴＣカードの再発行を受けているときは、ＥＴＣカード返却届を添えて、発見したＥＴＣカードを組合に返却しなければならない。

４　組合員は、亡失等に関し、所定の亡失処理手数料を支払わなければならない。

（亡失の責任）

第 14 条　組合員が、管理上の徹底不足、不注意等でＥＴＣカードの取扱いとしてふさわしくない事由によりＥＴＣカードを亡失したと組合が認めた場合には、組合の定める期間ＥＴＣカードの再発行は行わないものとする。

２　亡失したことにより生じる一切の責任は、亡失事由の如何に関わらず、組合員が負うものとする。

（ＥＴＣカードの追加発行）

第 15 条　組合員は、増車等の事由によりＥＴＣカード枚数が不足したときは、ＥＴＣカード申込書及び必要書類を組合に提出することにより追加発行を受けることができる。

２　組合員は、追加発行に関し、ＥＴＣカード１枚に付き所定の手数料を支払わなければならない。

（ＥＴＣカードの再発行）

第 16 条　組合員は、ＥＴＣカードを亡失した場合、又は利用者の責に帰すべき事由によりＥＴＣカードを破損等した場合は、ＥＴＣカード再交付申請書を当該ＥＴＣカードとともに組合に提出及び返却しなければならない。

２　組合員は、再発行に関し、ＥＴＣカード１枚に付き所定の手数料を支払わなければならない。

（警　告）

第 17 条　組合員は、ＥＴＣカードの利用に関し組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

（ＥＴＣカード利用の停止）

第 18 条　次のいずれかに該当する場合は、組合は期間を定めて、組合員のＥＴＣカードの利用を停止することができる。

（１）組合員が、ＥＴＣカード利用の有無に関わらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。

（２）組合員が、この規約に違反する行為をしたとき。

（３）組合員が、ＥＴＣカードを管理上の徹底不足、不注意等でＥＴＣカードの取扱いにふさわしくない事由等により亡失したとき。

（４）組合員が、積載量違反等において行政処分を受けたとき。

（５）組合員が、第 10 条第 2 項に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき、及び前条に定める場合の他、利用料金の支払いが危ぶまれる事由が発生したと組合が認めたとき。

（ＥＴＣカード利用の承認取り消し）

第 19 条　次のいずれかに該当する場合は、組合は、組合員のＥＴＣカード利用の承認を取り消すものとする。この場合、組合員は、直ちにＥＴＣカード返却届を添え、ＥＴＣカードを組合に返却しなければならない。

（１）組合員が、第 10 条第 2 項に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき。
（２）組合員が、ＥＴＣカードを改変したとき。
（３）組合員が、ＥＴＣカード利用停止期間中において、第 19 条第 1 号及び第 19 条第 4 号に該当する行為を行ったとき。
（４）組合員が、当該組合員以外の者にＥＴＣカードを利用させたとき。
（５）組合員が、この規約に違反する行為をし、その情状が重いとき。
（６）組合員が、車両制限令違反等において行政処分を受けたとき。
（７）組合員が、組合より除名されたとき。

（ＥＴＣカードの一部返却）

第 20 条　組合員は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにＥＴＣカード返却届を添え、不要となったＥＴＣカードを組合に返却しなければならない。
（１）組合員の車両の台数がＥＴＣカードの枚数を下回ることとなったとき。
（２）その他、組合員の事由によりＥＴＣカードを利用する必要がなくなったとき。

（ＥＴＣカード利用の解約）

第 21 条　組合員は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにＥＴＣカード利用解約届を添え、ＥＴＣカードを組合に返却しなければならない。
（１）ＥＴＣカード利用者が３ヶ月間、ＥＴＣカードを利用しなかったとき。
（２）ＥＴＣカード利用者がＥＴＣカードを利用する必要がなくなったとき。

（届出事項変更届）

第 22 条　組合員は、組合に提出した書類の内容等に変更があったときは、速やかに届出事項変更届及び必要な添付書類を組合に提出しなければならない。

（必要書類の提出）

第 23 条　組合員は、ＥＴＣカードの利用について組合が必要とする書類の提出を求められたときは、その書類を速やかに組合に提出しなければならない。

（規約違反等によるＥＴＣカード利用者の責任）

第 24 条　組合員が本規約等に違反したことが原因で、組合員が東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等よりマイレージ制度の承認を取り消された場合に、組合が被る損害に対して組合員は全額を弁償しなければならない。

（ＥＴＣカードの有効期限）

第 25 条　ＥＴＣカードの有効期限は、ＥＴＣカード表面に記載された月の末日までとする。

（その他の事項）

第 26 条　本規約に特別に定めのない事項については、各高速道路会社が定める「ＥＴＣマイレージサービス利用規約」に準じて適用するものとする。

（手数料）

第 27 条　組合員は、組合に対し下表のカード事務代行手数料及び諸手数料を支払うものとする。

（１）カード事務代行手数料

項　　　　目	手数料率（%）	備　　　　考
ＥＴＣカード事務代行手数料	５％	マイレージ制度の利用料

（２）諸手数料

項　　　　目	金　　額	備　　　　考
忘失処理手数料	１,５００円	ＥＴＣカード１枚に付き。
再発行手数料	５００円	ＥＴＣカード１枚に付き。

附　則

１．本規約は、平成１７年１１月１６日より施行する。

ＵＣ　ＥＴＣカード紛失等届

令和　　年　　月　　日

協同組合栃木県中小企業振興会
　理　事　長　　殿

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり「ＵＣ　ＥＴＣカード」を紛失したので、届け出ます。

記

１．ＵＣ　ＥＴＣカードの番号　　８０－

２．紛失等年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３．紛失等の理由　　　　紛失　・　窃取　・　滅失

４．紛失等の状況

５・カードの再発行　　　希望する　・　希望しない

ＵＣ　ＥＴＣカード発見届

令和　　年　　月　　日

協同組合栃木県中小企業振興会
理　事　長　　殿

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付け「ＵＣ　ＥＴＣカード紛失等届」をもって届け出ました「ＵＣ　ＥＴＣカード」は、下記のとおり発見しましたので届け出ます。

記

１．ＵＣ　ＥＴＣカードの番号　　８０－

２．発見年月日　　　　　　　年　　月　　日

ＵＣ　ＥＴＣカード返却届

令和　　年　　月　　日

協同組合栃木県中小企業振興会
　理　事　長　　殿

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり「ＵＣ　ＥＴＣカード」を返却します。

記

１．返却事由　　脱会・廃車・その他（　　　　　　　　　　　　　）のため

２．返却する「ＵＣ　ＥＴＣカード」の番号

(80－　　　　　　　)	(80－　　　　　　　)
(80－　　　　　　　)	(80－　　　　　　　)
(80－　　　　　　　)	(80－　　　　　　　)
(80－　　　　　　　)	(80－　　　　　　　)
(80－　　　　　　　)	(80－　　　　　　　)
(80－　　　　　　　)	(80－　　　　　　　)

計　　　枚

注：枚数が多い場合は「別紙のとおり」と記入し、カード番号一覧を添付してください。

ＵＣ　ＥＴＣカード再交付申請書

令和　　年　　月　　日

協同組合栃木県中小企業振興会
　理　事　長　　殿

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記のとおり「ＵＣ　ＥＴＣカード」の再交付を受けたいので、「ＵＣ　ＥＴＣカード」を添付し申請します。

記

１．再交付を必要とする「ＵＣ　ＥＴＣカード」の番号
　　８０－

届 出 事 項 変 更 届

令和　　年　　月　　日

協同組合栃木県中小企業振興会
理　事　長　　殿

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付をもって、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

該当する事項に○をつけてください。

①　法人名　　　　　　②　代表者名　　　　　　③　住所
（以上①③のいずれかを変更する場合は、会社登記簿謄本の写しを添付。）

④　ＥＴＣコーポレートカード管理責任者　　　　　　⑤　電話・ＦＡＸ

⑥　車両又は車載器の変更（新：車両の車検証の写し、及びセットアップ証明書の写しを添付してください。）

旧：車両　　　　　　　　　　車載器管理番号

新：車両　　　　　　　　　　車載器管理番号

⑦　振替口座の変更（足銀又は栃銀の預金口座振替依頼書を添付。）

旧：　　　　銀行　　　　支店　普通・当座 No　　　　　　口座名義

新：　　　　銀行　　　　支店　普通・当座 No　　　　　　口座名義

※「預金口座振替依頼書」は電話でご請求ください。お送りします。
なお、この変更手続きは１ヶ月程かかります。詳しくは
ＴＥＬ　028 - 635 - 2065 へお問い合わせください。